

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

## 施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅延なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

### ①再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅延なく、建設業法施工規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

### ②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

|      |                    |  |  |
|------|--------------------|--|--|
| 元請名  |                    |  |  |
| 発注者名 |                    |  |  |
| 工事名  |                    |  |  |
| 監督員名 | 権限<br>及び<br>意見申出方法 |  |  |

|              |  |
|--------------|--|
| 提出先及び<br>担当者 |  |
|--------------|--|

平成 29 年 4 月 1 日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 ○ ○ 工業株式会社

事業所名 △ △ 作業所

## 施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅延なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

## ①再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅延なく、建設業法施工規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知を取りまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

## ②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

|          |             |            |   |
|----------|-------------|------------|---|
| 元請名      | 株式会社 大地     |            |   |
| 発注者名     | 茨城県 土木部 営繕課 |            |   |
| 工事名      | かしまビル新築工事   |            |   |
| 監督員名     | 山川 二郎       | 権限及び意見申出方法 | ・下請契約書第△△条記載のとおり<br>・文章による（下請負契約○○のとおり） |
| 提出先及び担当者 | 作業所 鈴木 一郎   |            |   |

注文者または現場代理人となる「工事所長名」、「作業所長名」を記載する。

(注) 下請負契約の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は、4,500万円）以上となり、施工体制台帳の作成を要する工事は、すべての一次下請負人に対して書面により通知するとともに、この書面を作業所の見易い場所に掲示する。

現場事務所内の打合せ室など工事関係者の目に付き易い場所に掲示。